

長野県知事 様

令和5年度長野県産業廃棄物3R実践計画書

下記のとおり、産業廃棄物3R実践計画書を提出します。

| | | |
|---|--------------------------------|-----------------------------|
| 協定期間 | 令和4年度から令和6年度 | |
| 会社名 | 吉川建設株式会社 | |
| 住所 | 〒395-0086 長野県飯田市東和町二丁目35番地 | |
| 代表者名 | 代表取締役 吉川 昌利 | |
| 許可番号 | | |
| 積替保管施設 所在地 (施設を有する場合のみ、複数 ある場合はそれぞれ記入) | 施設名 | 所在地 |
| | | |
| 担当部署 | 総務統括部管理部 | |
| 担当者名 | 篠田 克己 | |
| 連絡先 | TEL | 0265-22-3400 |
| | FAX | 0265-24-7710 |
| | 電子メールアドレス | yb010x03@yoshikawaken.co.jp |
| ホームページアドレス | 'http://www.yoshikawaken.co.jp | |

1 産業廃棄物3R実践方針

吉川建設株式会社は「豊かな生活環境を創造するために」という企業理念に基づき、環境保全活動を積極的に推進し、社会的責任を果たします。

- ・環境関連の法規制及び当社が同意しているその他の要求事項を遵守します。
- ・当社の活動及び技術的・経済的に可能な中で、環境マネジメントシステムを継続的に改善し、環境負荷の低減を図ります。
- ・排出事業者及び処分業者と連携し、廃棄物の適正な収集運搬を行います。
- ・廃棄物の排出抑制の立場から、事前に排出事業者と廃棄物の分別・収集方法について検討し、リサイクル率の向上に努めます。
- ・収集運搬は、予め廃棄物の種類・数量を確認し、過積載にならないように留意し、効率の良い運搬に努めます。

2 産業廃棄物処理責任者等

| 職 | 氏 名 | 職務内容 |
|-------|------|------------------|
| 処理場課長 | 村松圭介 | 収集運搬に関する統括責任者 |
| 処分場長 | 小池 昇 | 収集運搬・車両運行に関する責任者 |
| | | |

*必要に応じ管理体制組織図等を添付する。

3 産業廃棄物の種類、運搬量、運搬方法、許可車両等に関する情報公開

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬車両には、社名・許可番号を明示し、許可証の写しとマニフェストを常備し、収集運搬にあたります。 ・自社ホームページに産業廃棄物収集運搬業許可証の情報と、収集運搬車両に関する情報を公開し、必要に応じて更新を行います。 ・収集運搬業許可証の情報や収集運搬車両を明示（写真等）したものを、事務所に掲示します。 |
|---|

4 積替保管施設の地域への公開（積替保管施設を有する場合のみ）

| 施設の名称 | 公開計画の有無 | 公開計画の概要又は公開計画無しの理由 |
|-------|---------|--------------------|
| | 有・無 | |
| | 有・無 | |

5 従業員教育（研修）計画

| 項 目 | 教育（研修）計画内容 |
|-------|--|
| 社員教育 | 収集運搬に関わる事項、分別収集の徹底、メンタルヘルス、エコドライブ等の教育を行います。 |
| 社外研修会 | 産業廃棄物に関する研修会等へ積極的に参加します。 （県、県資源循環保全協会等主催）（年に2～3回程度） |

6 排出事業者、処分業者への協力要請

- ・排出事業者に対して、廃棄物の的確かつ効率的な分別・収集を引き続き要請します。
- ・リサイクル、リユースが可能な廃棄物は、他の廃棄物と分けて保管するように要請します。
- ・電子マニフェストの導入・運用拡大について、グループ会社や処分会社等と連携し協力要請を行います。

7 不法投棄・不適正処理を発見した場合における協力体制

- ・収集運搬車両の運転手及び全社員に、不法投棄や不適正な処理を発見した場合は、直ちに廃棄物不法投棄等情報連絡表により、安全環境部及び関係機関に連絡することで、情報提供を行います。

○不法投棄・不適正処理発見時の連絡表

発見者 → 部署長 → 安全環境部



関係機関

(環境部資源循環推進課 不法投棄ホットライン：TEL0120-530-386)

8 自社処理廃棄物の管理方法

- ・自社処理廃棄物においても収集運搬及び処分を行う際には、マニフェストにより適正に管理し、これに基づいた産業廃棄物処理実績記録の集計により、廃棄物の処理状況の確認を行います。
- ・収集運搬を行う際には、廃棄物が飛散・流出・悪臭発散等しないようシートで覆い、遅滞することなく処理場へ運搬を行います。

9 その他協定の目的達成のため、独自に取り組む事項（例：運行管理など）

代替素材への転換※1、環境認証制度※2の取得、電子マニフェスト（公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター）の導入等を含む。

- ・効率的な配車を行い、適正な運搬と安全運行の確保を優先させます。
- ・交通規則を遵守し、過積載や速度違反を犯さないよう、安全運行に努めます。
- ・運搬車両については、社名や許可番号の掲示義務、備付書面の携帯を遵守すると共に、運搬車両の清掃美化に努め、イメージの向上を図ります。
- ・待ち時間等は、エンジnstopp（アイドリングストップ）を励行します。
- ・環境省における3R推進月間（10月）において、運搬車両に“3R推進月間”のステッカーを貼り、循環型社会の普及に取り組みます。
- ・電子マニフェストの運用について、グループ企業間で連携し、運用の促進を行います。
- ・環境マネジメントシステム（ISO14001）の運用を引き続き行います。

※1 化石燃料由来プラスチック製品等からバイオマスプラスチックなど環境負荷の低い素材や製品へ転換していくこと

※2 環境 ISO 14001、エコアクション 21 等